

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

飯山市長 江沢 岸生

市町村名 (市町村コード)	飯山市 (202134)
地域名 (地域内農業集落名)	太田 (小境、柳沢、五束、堀之内、北条、五荷、瀬木、蕨野、曾根、三郷、今井、大深)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月5日 (2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・高齢化や後継者不在により、小規模経営体は離農が進むと予想され、中規模経営体の規模拡大や、新規就農者の確保・支援が必要
・稲作においては、温暖化による影響や生産コストの増加などにより、先行きが不透明
・畑作においては、小規模の畑が多く、作業効率が悪く、貸借の手続きも煩雑

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域計画策定を契機として、目標(担い手)を地域で共有し、農地の集積を進めるとともに、担い手の規模拡大や農地の集約を支援する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	458.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	355.10 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域を農業上の利用が行われる区域とし、その他の農地については、土地所有者・耕作者が耕作・管理等を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針					
引き続き大規模担い手を中心に農地の集積・集約化を推進する。					
(2)農地中間管理機構の活用方針					
農地中間管理機構を活用し農地の集積・集約を推進する。					
(3)基盤整備事業への取組方針					
・効率的な農地利用ができるよう検討を進める。 ・老朽化した用排水路等の施設については、計画的な修繕・改修に取り組む。					
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針					
新規就農者等の新たな担い手の受け入れに向けた農地の紹介、栽培技術や経営・販売などをサポート体制を構築する。					
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針					
作業の効率化が期待できる防除作業は、岳北地域空中防除等協議会やドローン等を保有する農家への委託を推進する。 その他作業についても、農業者の負担軽減や効率化が期待できるものは集落営農や担い手農家への委託を推進する。					
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)					
☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業
☐	④輸出	☐	⑤果樹等	☐	⑥燃料・資源作物等
☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☒	⑨その他
【選択した上記の取組方針】					
①鳥獣の棲家となる荒廃農地の解消、発生防止の取組みを推進する。 ④農業と他分野の連携・協働(繁忙期は助け合い＝シェアクルー制度等) ⑤人材の育成と支援(子供に農業体験・大人に農業機械体験等) ⑥農業のしやすい環境整備(農地を守ることは地域を守ること、学校給食との連携等)					